

公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設清掃委託業務仕様書

- 1 清掃場所 大阪市西成区萩之茶屋 1-3-28 公益財団法人西成労働福祉センター
- 2 委託期間 平成 31 年 3 月 11 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 30 年度）
平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（平成 31 年度）
- 3 清掃箇所及び面積
 - (1) 待合室 約 395 m²
 - (2) 労働者用トイレ 約 45 m²
 - (3) 自転車置場 約 65 m²
 - (4) 通路 約 110 m²
 - (5) 執務室 1F 約 535 m²、2F 約 560 m²
 - (6) 職員用トイレ 1F 約 40 m²、2F 約 20 m²※別添、1F,2F 平面図参照

4 日常清掃

日常の清掃時間、清掃箇所等は次のとおりとする。

なお、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は、日常清掃を要しない。

(1) 待合室

- ・待合室は、1 日 1 回（清掃時間：午後 4 時から午後 5 時、ただし土曜日は午後 1 時から 3 時）、モップ等で掃き清掃を行うこと。
- ・土曜日については、上記掃き掃除に加えモップ等で水拭き清掃を行うこと。
- ・清掃により集積したゴミ及びゴミ籠内のゴミは一般廃棄物及び産業廃棄物に区分し、指定の集積場に搬入すること。

(2) 労働者用トイレ

- ・作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、土曜日については午前 8 時 30 分から午後 3 時まで）とする。なお、作業中は業務の妨げや施設の利用者等に支障のないように清掃及び補給作業に従事すること。ただし、必要があるときは、西成労働福祉センターの承認を得て変更できるものとする。
 - ・清掃作業は、洗面所及び便所等の床面及び腰面は、モップ等で水拭きし、汚染箇所は完全に汚れを除去すること。
 - ・洗面所及び便所に備え付けの手洗い用石鹸、トイレットペーパーは定期的（1 日 2 回以上）に点検し、補給作業を行うものとし、補給用品の経費は西成労働福祉センターの負担とする。ただし、受託者が業務を実施するにあたり必要な清掃用具、薬剤等の消耗品については、受託者の負担とする。
 - ・便所、洗面用流し台及び便器等は 1 日 2 回以上清掃し、汚染箇所及び汚物等があるときは洗剤等で洗浄を施し完全に除去すること。
- また、定期的に巡回点検し、臨機に同様の措置を施し、常に清潔を保つようにすること。
- ・便所内に投棄された物品については、塵芥置場に集積すること。塵芥の処理に関しては、西成労働福祉センターと一般及び産業廃棄物の請負契約を締結する廃棄物処理業者と連携の上、

指定された集積場に運搬すること。なお、塵芥処理用のゴミ袋、紐、粘着テープその他処理に必要な物品及び消耗品は、受託者の負担とする。

(3) 自転車置場及び通路

- ・1日1回掃き清掃を行うものとする。
- ・清掃により集積したゴミは、一般廃棄物及び産業廃棄物に区分し、指定の集積場に搬入すること。

(4) 執務室 1F、2F

- ・役員室、事務室、技能訓練室、会議室、玉出年金事務所、休憩室、更衣室、廊下、階段は1週間に1回清掃するものとし、清掃時間は毎週土曜日の午後1時から午後3時までの間に行うこと。
- ・役員室、事務室及び玉出年金事務所については、床面清掃とゴミ処理の清掃とし、事務機の拭き清掃は行わない。
- ・会議室、技能訓練室、休憩室、更衣室、階段、廊下は週1回の清掃を行うこととし、床面は掃き清掃、会議机等は拭き清掃を行うこと。
- ・清掃により集積したゴミは、一般廃棄物及び産業廃棄物に区分し、指定の集積場に搬入すること。

(5) 職員用トイレ 1F、2F

- ・職員用トイレは、1日1回（清掃時間：午後8時30分から午後5時までの間、ただし土曜日は午前8時30分から午後3時までの間）、床面、便器等をモップ等で水拭き清掃を行うこと。

5 定期清掃

定期的な清掃は次のとおりとする。

- (1) 待合室及び執務室 1F,2F については、3ヶ月に1回、床の洗浄を床材に応じた方法（例えば、ワックス塗布及び研磨仕上げやリンス等）で行うこと。
- (2) 窓ガラスの清掃は、年2回行うこと。ただし、出入口等の場所については、随時ガラス拭きを行い、清潔に保つこと。
- (3) 年2回、薬剤による殺虫を行うこと。

6 清掃業務の報告

日常清掃の業務結果については、別に定める様式「公益財団法人西成労働福祉センター清掃業務日報」にて、定期清掃については、任意の様式にてその都度速やかに委託者に報告すること。

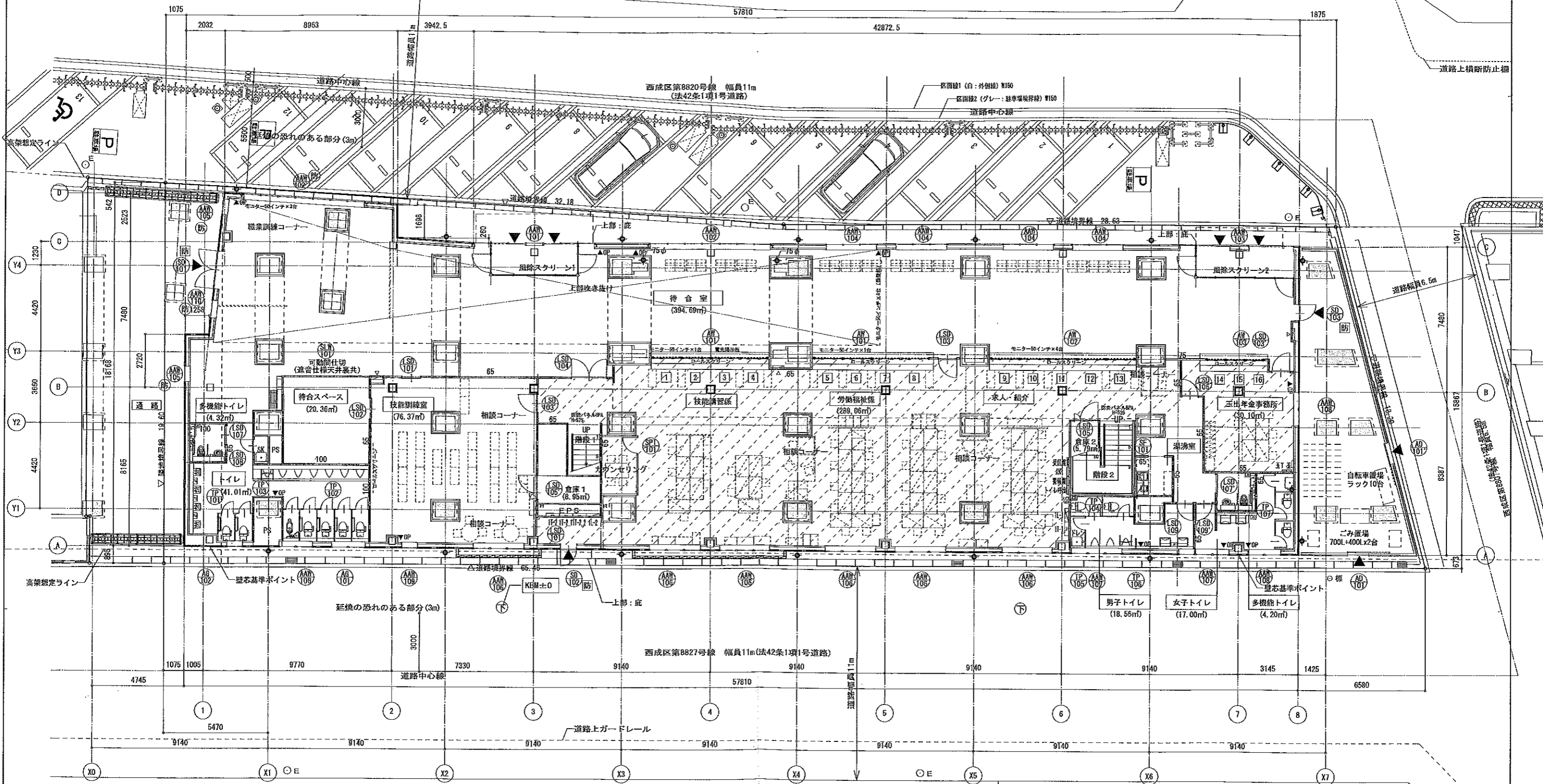
7 支払方法

- (1) 前金払いは行わない。
- (2) 毎月業務完了後支払う。

8 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関連する関係法令及び条例等を遵守して行うものとする。

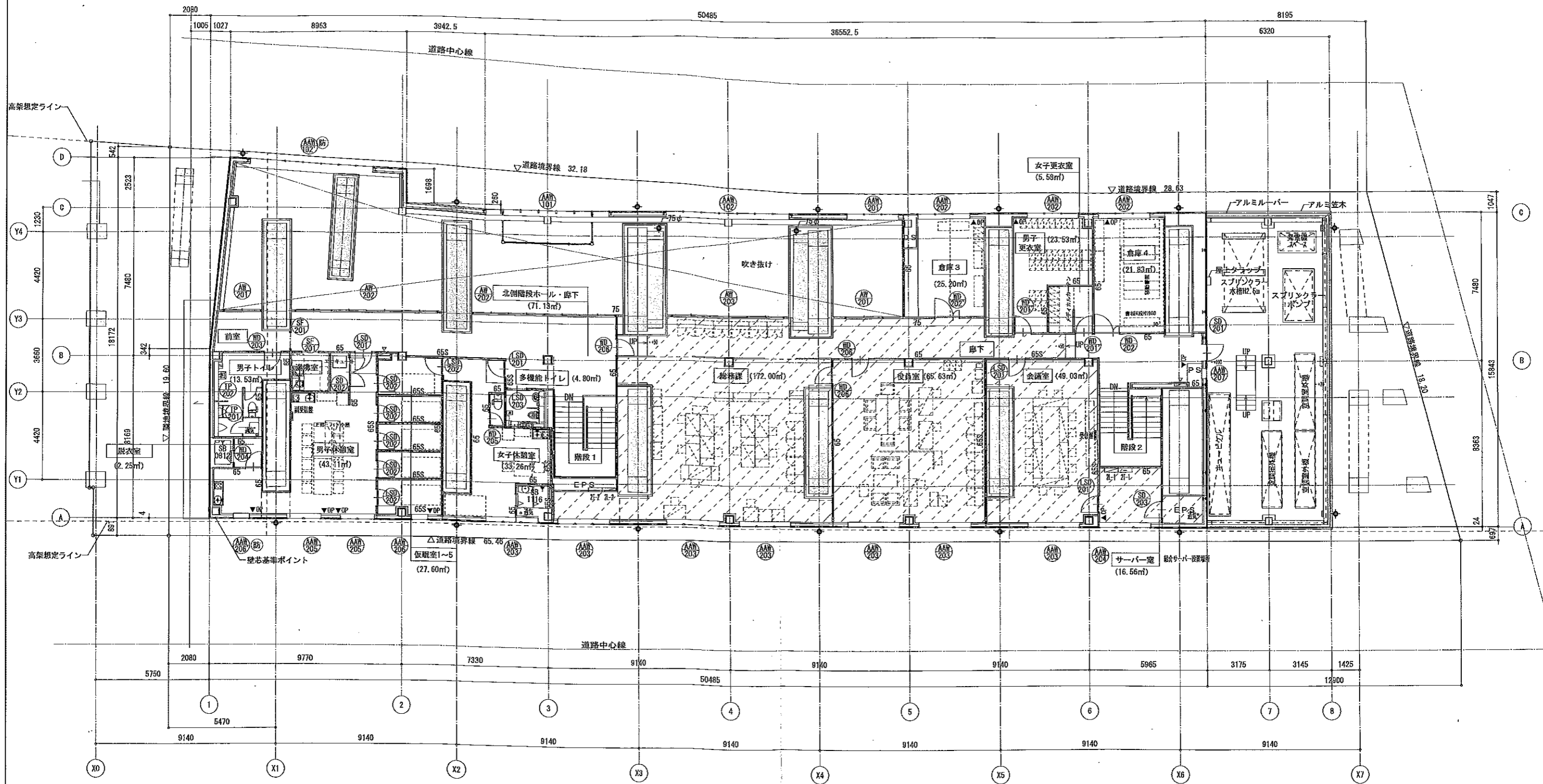
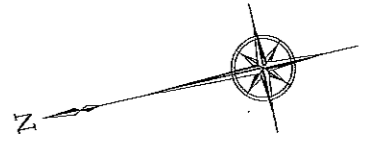
あいりん労働福祉センター
市営萩之茶屋住宅



(凡例)		記号		記号		記号		記号		記号	
65	L0565下地R12.5+R12.5 05光床	RD	ルーフライン(丸型 特記なき限り100φ)	消火器BOX(短型)	○	兼水ます(インバート付き)	延焼の恐れのある範囲	防	防火設備(2号9号の2口) (兼用) 告示136号		
65	L0565下地R12.5+R12.5+R12.5 05光床(遮音仕様)	○	経線(丸型 特記なき限りカラーVP 100φ 経み食物1000)	○	昇降オペレーター	○	兼水ます(型込みあり)	防	防火設備(2号9号の2口) アルミサッシ規定品		
75	L0575下地R12.5+R12.5 05光床	RD	ルーフライン(横引型 特記なき限り100φ)	▲	UP	○	防臭柱	特	特定防火設備(令112条1項) (兼用) 告示136号、認定品		
		RD	0.5フロア板	+	1000	○	下床マンホール(排水・雨水合流式)				

特別記載事項は下記の項目に依る。

設計年月日	2018.03.26	工事名称	西成労働福祉センター仮移転施設
設計番号	17-02	図名	1階平面図
縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図番	15/65



(凡例)

L6565下地65-R12.5+65-R12.5 65充填	ルーフドレン(丸型 特記なき限り100φ)	消火器60K (増設型)	水次ます (インバート付)	延焼の恐れのある範囲	防火設備 (112条9号の2口) (常閉) 告示1360号
L6565下地65-R12.5+9.5+65-R12.5+9.5 65充填(両面仕様)	螺旋 (丸型 特記なき限りカラーVP 100φ段み全数1000)	エレベーター	水次ます (窓付あり)	防火設備 (112条9号の2口) アルミサッシ指定品	防火設備 (112条9号の2口) (常閉) 告示1360号、認定品
L6575下地65-R12.5+65-R12.5 65充填	ルーフドレン (楕円型 特記なき限り 100φ)	27リッター補助放水栓(設備工事)	関係柱	特定防火設備 (令112条1項) (常閉) 告示1369号、認定品	
6Aフロア前面	65からの現状高さを示す	下水マンホール (汚水・雨水合流式)			

特記事項より下記の項目に記す。		変更年月日	2018.03.26	工事名称	西成労働福祉センター仮移転施設
設計番号	17-02	縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面名称	2階平面図
図番	16/65				